

○非司法書士排除委員会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則第53条に基づき本規程第2条にかかげる目的により設置する特別委員会の名称は、非司法書士排除委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、非司法書士の排除とその行為を防止し、司法書士業務の適正、円滑な処理を図るとともに、その職域を保持することを目的とする。

(委員会)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 非司法書士の実態の調査及び資料の収集
- (2) 前号に基づく告発の建議
- (3) 非司法書士の排除に関する事項についての建議
- (4) その他前各号に関する事項

第2章 組織

(委員の選任)

第4条 委員は理事会に諮り、会長が任命する。

- 2 委員の任期は、会長の任期と同一とする。

(委員会の組織)

第5条 委員会は委員7人をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人副委員長1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、委員会を統轄し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会の決議は、出席した委員の議決権の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。
- 3 委員会の議事の結果については、議事録を作成保存する。

(各機関への協力)

第7条 委員会は職務の執行に関して必要がある場合は、会長の同意を得て、本会の他の

機関に協力を求めることができる。

(報告義務)

第8条 委員会は、すみやかに委員会において決議した事項を会長に報告しなければならない。

第3章 細 則

(細 則)

第9条 この規程の施行に必要な細則は、委員会において定めることができる。
ただし、会長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、昭和49年5月17日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。